

高等学校教育改革促進事業基本設計・実施設計 プロポーザル参加表明書等作成要領

県立東岡山工業高校ラボ新築基本設計・実施設計委託業務プロポーザルに係る参加表明書等については、次の内容に留意し作成するものとする。

1 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び総合主任担当技術者は、参加者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者は、各主任担当技術者を兼任していないこと。また、各主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- (4) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所が岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格を有している者である場合、岡山県知事から建設工事等入札参加資格に係る指名停止又は指名除外を受けていないこと。

2 参加表明書等及び技術提案書の提出

(1) 提出部数

- ア 参加表明書【様式1】、建築士事務所について岡山県知事の登録を受けていることの証明書（原本）、一級建築士事務所の所属建築士名簿の写し及び公告日の前日における組合員名簿（協同組合に限る）の写し、参加資格業務実績調書【様式2】、評価基準業務実績調書【様式3】、配置予定技術者調書【様式4】、学習の実績に関する調書【様式5】 各1部
- イ 技術提案書【様式6、様式6-1～様式6-5】 各8部

(2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

3 参加表明書等及び技術提案書の記入要領及び注意事項等

(1) 基本事項

- ア 参加表明書等及び技術提案書は、設計業務における取組方法について提案を求め、設計業務を委託する設計者を選定するための資料である。
- イ 業務実績については、平成23年度以降に日本国内においてしゅん功した建築物の実施設計を行った実績（公告及び評価基準で示したもの）を記載する。なお、設計共同体の構成員としての実績は、当該設計共同体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- ウ 業務実績として記載した業務については、委託契約書の写し、仕様書・図面等で実績が確認できる資料を添付する。

(2) 参加表明書等及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

様 式	留意事項
参加表明書 【様式1】	・ 参加者は、建築士事務所について岡山県知事の登録を受けていることの証明書（原本）を添付す

参 加 資 格 確 認 書 類		る。 ・ 公告日の前日における一級建築士事務所の所属建築士名簿（協同組合にあっては、一級建築士が2名以上記載されている組合員の所属建築士名簿を含む。）を添付する。協同組合にあっては、組合員名簿を添付する。 ・ 連絡担当者の所属、氏名及び連絡先（電話番号・FAX）を記入する。
	参加資格業務実績調書 【様式2】	・ 公告及び県立東岡山工業高校ラボ新築基本設計・実施設計委託業務プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）で示した業務実績を記入し、当該実績内容を証明する次の書類を添付する。 ① 委託契約書の写し ② 図面（配置図、各階平面図、面積表及び求積図等）の写し ③ 受注の内容が確認できる書類（建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(第四面)の写し又は公共建築設計者情報システム（PUBDIS）業務カルテの写し等）
	評価基準業務実績調書 【様式3】	
	配置予定技術者調書 【様式4】	・ 配置予定技術者について、管理技術者、総合主任担当技術者は、公告の要件を満たす一級建築士事務所の所属建築士名簿に記載されている者であること。（協同組合にあっては、当該協同組合の所属建築士名簿に記載されている者であること。） ・ 資格取得後の実績年数は、資格取得後公告の前日における年数を記載し、法令による免許・資格者証の写しを添付する。 ・ 業務実績には、評価基準に示した業務実績を記入し、当該実績内容を証明する次の書類を添付する。 ① 委託契約書の写し ② 図面（配置図、各階平面図、面積表及び求積図等）の写し ③ 業務に従事したことが確認できる書類（建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(第四面)の写し又は公共建築設計者情報システム（PUBDIS）業務カルテの写し等） 該当がない場合は、該当なしと記入して提出する。

	学習の実績に関する調書 【様式5】	・ 配置予定技術者について記載するものとし、建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）が発行した「建築CPD実績証明書（様式3-3）」の写しを添付する。 ・ 該当がない場合は、該当なしと記入して提出する。
	技術提案書 【様式6】	・ 業務実施方針等及び県立東岡山工業高校ラボ新築工事への提案を詳細に作成する。 ・ 提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な会社名等）は記載しないこと。 ・ 下記の提案表現の制限に抵触する図面等の挿入があった場合は、減点の対象とする場合がある。 ・ 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。 ・ 文字は読みやすいように10ポイント以上の文字とする。なお、図・表中の文字についてはこの限りでないが読みやすさに配慮すること。 ・ 視覚的表現については、提案内容を分かりやすく説明するため、概念図、ダイアグラム、模式図、イメージスケッチ、参考写真、参考事例、カラージュ、概念的な断面図又は立面図その他これらに類するものを用いることができる。なお、建設予定地を特定した具体的な配置図、平面図、立面図、外観パース、完成予想図、模型、CGその他具体的な建築設計案と認められる表現は、原則として使用してはならない。

（3）プロポーザル（技術提案）のテーマ

プロポーザル（技術提案）のテーマは、次の4項目とする。提案にあたっては、説明書に留意して作成する。

ア 学校の象徴となる意匠・空間づくり

- ・ 既存校舎等との調和を図りつつ、洗練された開放的な意匠形態

- ・ 各スペースごとの独立性を確保し、かつ、全体的に統一感のある内装デザイン

イ 次世代産業を牽引する高度専門職人材の育成に資する機能確保

- ・ 小中学生、他校の生徒から企業・大学等の研究者との幅広い交流を円滑化させる空間構成

- ・ 利用形態に応じたフレキシブル化への対応

- ・ その他（自由記述）

ウ ライフサイクルコストの縮減

- ・ 建設工事費削減の工夫
 - ・ ランニングコスト（エネルギー費、維持管理費、改修費等）削減の工夫
- エ 省エネルギー化への配慮
- ・ 自然環境に配慮した環境負荷の抑制と自然エネルギーの活用
 - ・ その他（自由記述）

（４）ヒアリングの実施

第二次審査として、令和８年12月下旬頃に技術提案書の内容に関するヒアリングを実施する。参加人数は、１社につき３名までとし、概ね 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）を予定する。

なお、管理技術者及び総合主任担当技術者の参加を必須とする。ただし、都合等やむを得ない場合はこの限りでない。